

令和4年9月27日
本部事務局経営管理室

地方独立行政法人神奈川県立病院機構の料金に関する規程の一部改正について

こども医療センターにおいて、本年10月よりNIPT（非侵襲性出生前遺伝学的検査）を実施することに伴い、料金を設定する。

1 経緯

(1) 出生前診断の検査について

- 非確定的検査 母体血清マーカー（母体血液中のホルモン等の組成から可能性を算出）NIPT（母体血液に流出する胎児由来DNAを解析して陽性陰性を算出）等
※対象：21トリソミー症候群（ダウン症）、18トリソミー症候群、13トリソミー症候群
- 確定検査 羊水染色体検査（羊水を穿刺採取し脱落胎児細胞から染色体核型を同定）
絨毛生検（胎盤細胞を穿刺採取し胎児の染色体核型を推定）

(2) 出生前診断をめぐる社会の状況

- ・1970年代～羊水染色体検査 1990年代～母体血清マーカー
- ・2013年～ NIPT開始 臨床研究として学会における認可施設のみで開始。美容クリニックなどによる無認可施設での実施が急増。十分な遺伝カウンセリングを受けられないまま受検する妊婦が急増。
- ・2022年～ 日本医学会と厚労省による「出生前検査認証制度等運営委員会」が発足。
- ・NIPT実施医療機関（基幹施設、連携施設）の指針及び実施体制が示され、令和4年度7月から、施設認証（連携施設）の申請受付が開始。9月12日付で連携施設を認証。

2 こどもMCにおける現況

- ・確定検査（羊水染色体検査、絨毛生検）については、倫理委員会「羊水検査など胎児の遺伝子情報に関する検査」（承認番号120-6）に沿って、症例を限定して実施している（年間20件程度）。
- ・こどもMCではNIPTを実施していないことから、NIPTを希望される妊婦が結果として無認可施設に流出し、十分な遺伝カウンセリングを受けられない例も散見される。

3 改正の趣旨

こどもMCには複数の臨床遺伝専門医や臨床遺伝カウンセラーが在籍し、「新しい命のためのサポートセンター」という専門部門を擁しており、良質な遺伝カウンセリングのもとで出生前検査を行うことが可能である。

このため、希望する妊婦にはNIPTを行うこととし、「出生前検査認証制度等運営委員会」のNIPT施設の連携施設としての認証（基幹施設である横浜市立大学附属病院の連携施設）を申請したところ、9月26日から認証登録されることとなった。

については、本年10月からのNIPTの開始に伴い、「特別に経費を要する診療等」として料金を設定する。

4 改正内容

- 規程別表1の「特別に経費を要する診療等」の項へ、次に掲げるものを加える。

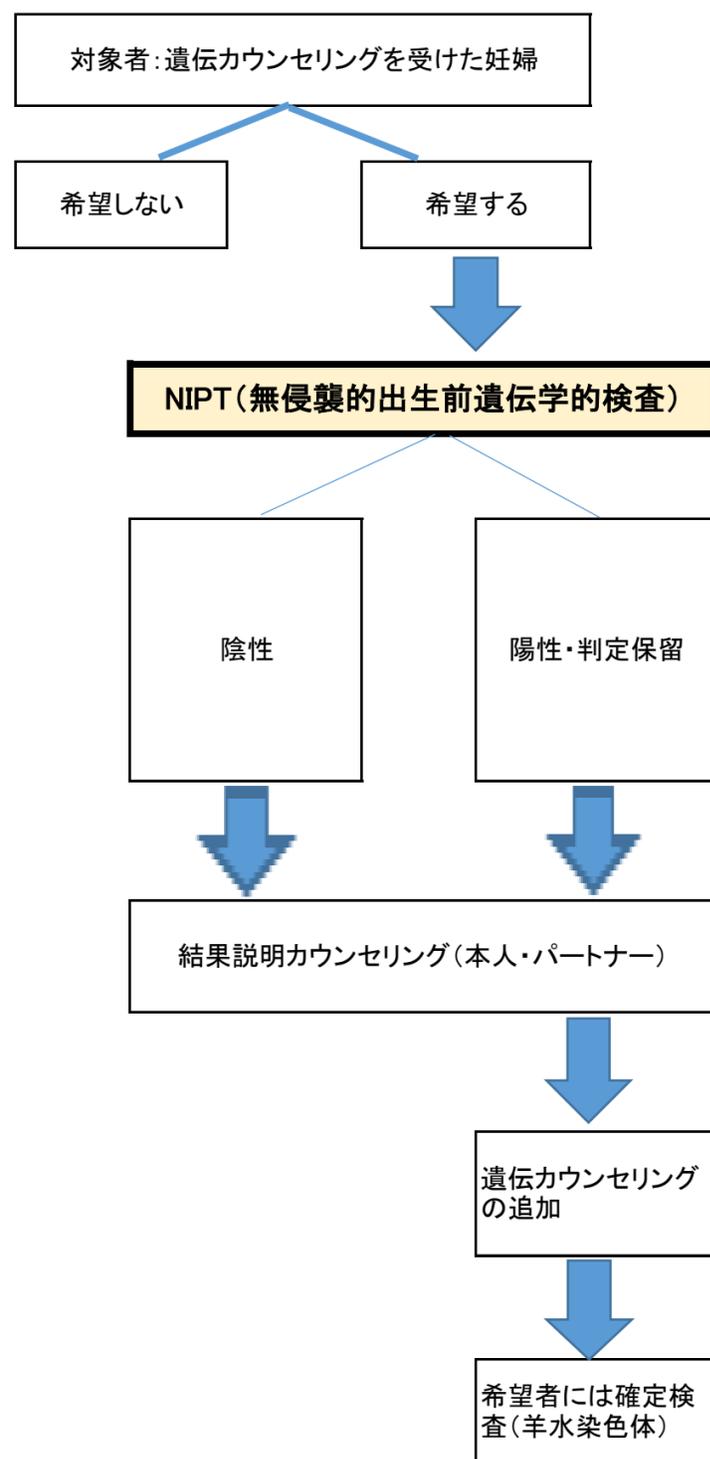
区 分		単 位	料 金
N I P T検査料 (非侵襲性出生前遺伝学的検査)	こども医療センター	1回	82,100円

- 検査のフロー及び積算は別紙のとおり。

5 施行期日(予定)

令和4年10月1日

NIPT(無侵襲的出生前遺伝学的検査)のフロー



【NIPT(無侵襲的出生前遺伝学的検査)料金の積算根拠】

区分	積算根拠	金額(税込み)
NIPT検査代	外部業者への検査委託検査料	66,000円
採血料	D400 採血料37点 × 10円 × 1.1 = 400円	400円
判断料	D025 遺伝子関連・染色体検査判断料 100点 × 10円 × 1.1 = 1,100円	1,100円
検体管理	令和3年度予算編成時における職種別平均給与にて算出 検査技師: 4,797円/60分 × 8分 ≒ 770円 事務職 : 4,629円/60分 × 10分 ≒ 630円	1,400円
体制評価	A303 成育連携支援加算 1,200点 × 10円 × 1.1 = 13,200円	13,200円
計		82,100円

地方独立行政法人 神奈川県立病院機構の料金に関する規程 新旧対照表 (案)

新					旧					改正理由																																																
(略)					(略)																																																					
<p>附 則</p> <p><u>この規程は、令和4年10月1日から施行する。</u></p>																																																										
別表1					別表1																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>単 位</th> <th colspan="2">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別に 経費を 要する 診療等</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>がんゲノムプロファイ リング検査料</td> <td>がんセンター</td> <td>1連</td> <td>380,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>NIPT検査料</u> (<u>非侵襲性出生前遺伝 学的検査</u>)</td> <td><u>こども医療 センター</u></td> <td><u>1回</u></td> <td><u>82,100円</u></td> </tr> </tbody> </table>					区 分		単 位	金 額		(略)					特別に 経費を 要する 診療等	(略)				がんゲノムプロファイ リング検査料	がんセンター	1連	380,000円		<u>NIPT検査料</u> (<u>非侵襲性出生前遺伝 学的検査</u>)	<u>こども医療 センター</u>	<u>1回</u>	<u>82,100円</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>単 位</th> <th colspan="2">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別に 経費を 要する 診療等</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>がんゲノムプロファイ リング検査料</td> <td>がんセンター</td> <td>1連</td> <td>380,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>(新設)</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					区 分		単 位	金 額		(略)					特別に 経費を 要する 診療等	(略)				がんゲノムプロファイ リング検査料	がんセンター	1連	380,000円		<u>(新設)</u>				こども医療センターにおいて、 自費診療としての 提供を開始する ことに伴い、 これに係る料金を 追加規定する。
区 分		単 位	金 額																																																							
(略)																																																										
特別に 経費を 要する 診療等	(略)																																																									
	がんゲノムプロファイ リング検査料	がんセンター	1連	380,000円																																																						
	<u>NIPT検査料</u> (<u>非侵襲性出生前遺伝 学的検査</u>)	<u>こども医療 センター</u>	<u>1回</u>	<u>82,100円</u>																																																						
区 分		単 位	金 額																																																							
(略)																																																										
特別に 経費を 要する 診療等	(略)																																																									
	がんゲノムプロファイ リング検査料	がんセンター	1連	380,000円																																																						
	<u>(新設)</u>																																																									